

第14回気仙沼市震災復興推進会議資料
(平成27年7月15日開催)

平成27年6月24日
保健福祉部社会福祉課

市議会全員協議会資料

気仙沼市応急仮設住宅集約化計画の見直しについて

気仙沼市応急仮設住宅集約化計画については、4月に開催の東日本大震災調査特別委員会、5月に開催の応急仮設住宅代表者連絡会議で内容を説明したところですが、この間、災害公営住宅整備事業の進捗状況等についての確認を行い、スケジュール等のすり合わせを行った結果、下記のとおり集約化計画を見直したものです。

記

1 見直しのポイント

- (1) 災害公営住宅の完成時期の見直しに伴う再シミュレーション
- (2) 仮設住宅退去時点のルールの見直し

	見直し前	見直し後
災害公営住宅	入居開始月に退去すると仮定	入居開始月の翌月から3ヶ月以内に退去すると仮定
防災集団移転団地	造成完了(予定)の1年後に退去すると仮定	造成完了(予定)の1年半後に退去すると仮定

- (3) 撤去・復旧工事期間の見直し(見直し前1年間→見直し後6ヶ月に縮減)
- (4) 自立再建決定者の退去の動向を見据え撤去に着手
- (5) 東日本大震災調査特別委員会(4月13日開催)、応急仮設住宅代表者連絡会議(5月8日開催)での意見等を考慮

2 見直しの結果

(1) 集約する団地等

	見直し前	見直し後	備考
集約する団地	19団地	19団地	学校施設13団地、公共事業等3団地、地権者の意向3団地
集約先の団地	25団地	23団地	大島地区1団地→0団地 唐桑地区2団地→1団地
その他の団地	48団地	50団地	

- (2) 学校用地については、平成30年3月末までに返還するが、退去の動向に応じ、できるだけ早期の返還を図る。
- (3) 団地毎の集約の時期等については、別添の計画のとおり。

3 今後の予定

集約する団地を対象に、平成27年7月上旬から順次、懇談会を開催する。

気仙沼市応急仮設住宅集約化計画

1 趣 旨

災害公営住宅整備事業や防災集団移転促進事業等の進捗により、平成 27 年度以降、被災者の本格的な生活再建が始まることから、学校施設など施設本来の機能の早期回復に向け、応急仮設住宅の集約を総合的・計画的に行うため作成するものです。

2 基本方針

集約に向けては、次の事項を十分に配慮し、方針とスケジュールを明らかにしつつ、関係者の理解を十分に得た上で、関係部署、関係機関・団体等と連携を図りながら取り組みます。

【配慮すべき事項】

- (1) 学校施設、民有地、公共事業用地などに優先的に取り組むこと。
- (2) 災害公営住宅等復興事業の進捗状況及び入居者の再建方法を的確に把握すること。
- (3) 集約についての市民の理解（住民説明会の開催）を得ること。
- (4) 入居者の精神的・経済的負担（転居に係る費用負担支援）の軽減を図ること。
- (5) 地域・地区を尊重し地区毎に拠点化を図ること。
- (6) コミュニティ、防犯、利便性など生活上の諸要件を十分に勘案すること。

3 集約方法

(1) 学校施設等の早期解消

ア 学校施設に建設されている団地、地権者の意向による団地、公共事業等に係る団地の優先的な解消に努めます。

(2) 拠点団地の設置

ア 地区毎に集約先（拠点団地）を設け集約を図ります。団地内での棟の集約については、状況により対応します。

イ 近隣の拠点団地への転居を基本とするが、入居者の希望による地区外転居などに柔軟に対応します。

(3) 拠点団地以外の解消

ア 拠点団地以外の団地についての集約は、自主再建等退去完了までとするが、~~入居率（30％）を目安に~~現地調整を行い、平成 30 年 3 月を目途に解消を図ります。

4 集約時期

災害公営住宅等復興事業の整備が計画どおりに進捗することを前提とし、平成 27 年度末以降平成 28 年度から実施します。段階的な集約を行いながら、平成 31 年 3 月までに全団地の解消を目指します。

5 集約のスケジュール

別紙のとおり。※現地調整等により変更となる場合があります。

※応急仮設住宅の供与期間については、災害公営住宅等の住宅が不足する状況が継続する場合には、宮城県が国と協議し、1 年毎に延長が決定されます。災害公営住宅等の住宅が概ね充足する場合には、供与期間が終了となりますが、供与期間内に再建先となる災害公営住宅等が完成しないなど特定の要件に該当する方は、供与期間が延長されます。（特定延長）